

## 愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 2 年 2 月 28 日

愛知県国家戦略特別区域会議

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

#### (3) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「愛知県行政支援窓口」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「愛知県行政支援窓口」（以下「支援窓口」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和 2 年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び愛知県

ii) 設置場所：愛知県が整備する「ステーション A i」早期支援拠点」内

iii) 実施体制：統括マネージャー、愛知県職員を配置する。

- ・統括マネージャーは、組織運営に長けた者を 1 名以上配置し、本事業が「区域方針」及び「愛知県国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び愛知県と行う。また統括マネージャーは、その運営に関する責任を負う。
- ・愛知県職員は、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：支援窓口が実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

- ・統括マネージャー等による申請書等の作成支援
- ・愛知県職員から各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ・セミナーの開催による支援窓口の取組の広報 等

v) その他：支援窓口には統括マネージャー及び愛知県職員が常駐し、相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前 9 時から午後 6 時までとする。

愛知県内の各創業支援施設や、国家戦略特区の取組である「愛知県雇用労働相談センター」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

#### (4) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、

民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「愛知県人材流動化支援窓口」（以下「支援窓口」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置予定】

- i) 設置主体：国及び愛知県
- ii) 設置場所：愛知県内
- iii) 実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と愛知県が連携して実施する。
- iv) 事業内容：支援窓口が実施する主な事業は、以下のとおり。
  - ・創業者と民間企業等の専門的スキルを有する人材の交流及びマッチング
  - ・制度や創業者、人材交流のイベント等についての情報提供